

【令和6年度事業者処分等について】

資料 2

消費生活課

1 特定商取引法

(1) 処分

処分事業者数	1事業者
処分日	R7. 3. 5
処分件数	1
処分内容	指示

No.	処分対象事業者	違反行為	処分内容
1	<p>名称 株式会社大和（だいわ）コーポレーション</p> <p>所在地 東京都世田谷区北沢三丁目 6-2 ヴィステリオ北沢1 01</p> <p>代表者 代表取締役 小林 竜士（こ ばやし りゅうじ）</p> <p>取引類型 訪問販売（水回り修繕等）</p>	<p>債務履行拒否 消費者からクーリング・オフの申し出を 受けたにもかかわらず、訪問販売に係る役 務提供契約の解除によって生ずる債務の全 部又は一部の履行を拒否していた。</p>	<p>令和7年3月5日付 指示 再発防止策と社内 コンプライアンス体 制を構築し、埼玉県 知事宛て文書報告す ること。</p>

(2)指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	23件
・通信販売	47件
・電話勧誘販売	1件
・特定継続的役務提供	2件
・訪問購入	1件
・条例	1件
計	75件

【主な事案の概要】

- 訪問販売では、屋根の修繕に関する事案が多数を占めている。
 - ・ 修繕が有料となることを明示しない勧誘
 - ・ 本来は不必要的修繕の勧誘
 - ・ 契約解除の妨害 等
- 通信販売では、商品の定期購入に関する事案が多数を占めている。
 - ・ 定期購入契約であることがわかりにくい
 - ・ 申込内容を容易に確認・訂正できるようになっていない
 - ・ 事業者に解約の連絡が取れない 等

2 景品表示法

(1)処分

処分事業者数	1事業者
処分日	R7. 3. 5
処分件数	1
処分内容	措置命令

No.	処分対象事業者	違反事実(ウェブサイト上の表示)	処分内容(1件)
1	<p>名称 株式会社大和(だいわ) コーポレーション</p> <p>所在地 東京都世田谷区北沢三丁目 6-2 ヴィステリオ北沢1</p>	<p>優良誤認表示</p> <p>○「水回りの対応件数 約10万件」、「実績 当社 月間2000件 他社 月間100件前後」と表示するなど、あたかも多数の修理実績を有しており、また、修理実績について、他の事業者の実績を大幅に上回るかのような表示をしていた。</p>	<p>令和7年3月5日付 措置命令</p> <p>○法に違反する表示を行っていたことを一般消費者に周知徹底(日刊紙への社告掲載)すること</p>

<p>〇 1</p> <p>代表者 代表取締役 小林 竜士（こばやし りゅうじ）</p> <p>対象役務 水回り修繕等</p> <p>対象表示物 「水道修繕受付センター」と称するウェブサイト</p>	<p>→実際には、過去の契約件数は10万件を大きく下回るものであり、月間の平均契約件数も2000件を大きく下回るものであった。また、競合他社との比較のために用いた他社の修理実績は、代表取締役自身の現場経験からの推測によるものにすぎず、統計的に客観性が確保された調査によるものではなかった。</p> <p>有利誤認表示</p> <p>〇「今月だけのWEB限定割引 3,000円 OFF 基本料金3,000円 \地域最安値に挑戦！／ 〇円 完全無料 現地見積り 深夜・早朝料金 現地キャンセル 出張費」、「他社との料金比較 料金 当社 基本料〇円※別途、作業料金が掛かります。他社 基本料6,000円+作業費 別途：調査費・出張費」と表示するなど、あたかも他の事業者が提供する修理代金と比較して安く、また、表示にある安価な価格で提供可能であるかのように表示していた。</p> <p>→実際には、競合他社との比較のために用いた他社の修理代金は、代表取締役自身の現場経験からの推測によるものにすぎず、統計的に客観性が確保された調査によるものではなかった。</p> <p>また、作業過程で発生する追加料金により約数万円から数十万円を請求されるなど、表示されているような価格で役務提供を受けることができないものであった。</p> <p>〇「今月だけのWEB限定割引 3,000円 OFF 基本料金3,000円 \地域最安値に挑戦！／ 〇円 完全無料 現地見積り 深夜・早朝料金 現地キャンセル 出張費」と表示するなど、あたかも限定された期</p>	<p>〇再発防止策を講じて従業員に周知徹底すること</p> <p>〇今後、同様の表示を行わないこと</p>
--	--	---

	<p>間に依頼をした場合にのみ、割引が適用された価格で役務の提供を受けられるかのように表示していた。</p> <p>→実際には、期間を限定することなく継続的に基本料金を無料とする割引を適用させた価格で役務を提供していた。</p>	
--	--	--

※ 優良誤認表示とは：商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。
商品・サービスの品質を、実際よりも優れているかのように偽って宣伝する行為。

※ 有利誤認表示とは：商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。
商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。

(2)指導(景品表示法)

文書注意	54 件	優良有利誤認（48件） 優良誤認（6件）
口頭注意	8 件	優良有利誤認（6件） 優良誤認（2件）
計	62 件	

【主な事案の概要】

- 美容系商品、サプリメント、整体院等の商品・サービスの表示で、不当表示のおそれのあるものが多く見られた。
 - ・効能効果：合理的根拠が存在しないおそれ（優良誤認）
 - ・ランキング：統計的に客観性が確保された調査によるものではないおそれ（優良誤認）
 - ・限定と称したキャンペーン：人数・期間が限定されていないおそれ（有利誤認）